

加賀市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

令和4年8月1日
告示第168号

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画の策定に際し、専門的な視点及び幅広い観点から検討するため、加賀市附属機関設置条例(令和4年条例第1号)第2条第1項及び別表第1項に基づき、加賀市再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、加賀市再犯防止推進計画(以下「計画」という。)の策定に関する調査、検討を行い、計画案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該策定した計画を公表した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱又は任命後の

最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 第3条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員は、委員会の会議を欠席する場合、代理者を出席させることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉政策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。